

低入札価格調査制度実施要領

(目的)

第1条 この訓令は、本町において締結する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ）に係る競争入札を執行するにあたり、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、低入札価格調査を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第2条 調査の対象となる建設工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格を設定しない場合で、かつ、予定価格が1千万円以上のもの（以下「対象工事等」という。）とする。

(基準価格)

第3条 基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準となる金額をいうものとする。

2 基準価格は、原則として予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(予定価格書への基準価格の記載)

第4条 対象工事等に係る競争入札を執行するときは、予定価格が記載された下に「調査基準価格 円」と記載し、更に当該基準価格に105分の100を乗じて得た額を「調査基準比較価格 円」と記載しておくものとする。

(対象工事等の周知)

第5条 対象工事等が一般競争入札の場合は公告において、指名競争入札の場合は指名競争入札の通知において、低入札価格調査制度適用の有無を記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を、後日決定する旨を告げて入札を終了する。

2 前項の規定により、入札を終了した時は、その旨を町長へ報告するものとする。

(調査の実施)

第7条 事業担当課は、基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、最低価格入札者から次の内容により、事情聴取及び関係機関への照会をする等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び必要な場合は入札価格の内訳書の提出
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し

- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) 前各号により事情聴取した結果についての調査検討
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況(取引金融機関、保証協会等への照会)
- (14) 信用状況(建設業法違反の有無、貸金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等)
- (15) その他必要事項
(審査)

第8条 基準価格を下回る入札が行われた場合は、川辺町指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が前条の調査結果について審査を行うものとする。

- 2 選定委員会の委員長は、前項の審査結果及び意見を速やかに町長に報告するものとする。

(落札者の決定の方法等)

第9条 町長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、契約内容に適合した履行がされると認められる場合は、直ちに最低価格入札者が落札者等となった旨を通知するとともに、他の入札者全員に、その旨を通知するものとする。

- 2 町長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、最低価格入札者を落札者等とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者等と決定するものとする。この場合において、最低価格入札者に対して落札者等としない旨の通知を、次順位者に対して落札者等となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者等となった旨の通知を通知するものとする。なお、次順位者が基準価格を下回る入札であった場合には、同様の手続によるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。